

事務所だより2月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488



向春の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

1月24日から大寒波でしたね。芦屋でも雪が降り、最低気温が氷点下になりました。大学時代に長野県に住んでいた私は、こういう寒さの方が楽に感じます(そのくせ日陰で滑って転びそうになりましたが...)。普段の寒さの方がゾクゾクして風邪をひきそうです(^_^;)。

芦屋に住み始めて26年になりますが、初めて自宅でお正月を過ごしました。芦屋での初詣も初めてです。元旦は、地元で一番大きな芦屋神社へ。そこで「芦屋睦の宮詣で」と6社めぐりのイベントを見つけて、芦屋の神社を知らないのだから「行ってみよう!」とチャレンジです。三が日ではめぐりきれませんでしたので、土日もかけてすべてお詣りしてきました。6社のうち3社が天神さまでした。菅原道真にあやかって、頭が良くなって欲しいです(>_<)。さて、1月2日のお詣りを終えて帰り道、パラパラと雨が降って「頭の上は晴れているのになあ」と思いながら振り返るとナント虹が!お正月から思わぬプレゼントです(^_^)!。今年は良いことがありますようにm(__)m。



では、事務所だより2月号をお送りします。インフルエンザも流行っています。お互い気を付けましょう。




☆ お知らせ (2023年2月の税務)

期限	項目
2月10日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	前年分贈与税の申告(申告期間:2月1日から3月15日まで)
前年分所得税の確定申告(申告期間:2月16日から3月15日まで)	
固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)	

☆ 日本版インボイス制度~令和5年度税制改正大綱~

昨年12月16日の「令和5年度税制改正大綱」でインボイス関係について下記の4つの大きな項目が発表されましたが、先月は(1)の途中で終わってしまいました。今回は、続きをお伝えします(このような改正をしないといけないということは、インボイスについて最初から無理があったということになります)。

- (1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(以下「2割特例」という。)
- (2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(以下「少額特例」という。)
- (3) 少額な返還インボイスの交付義務免除
- (4) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

(1)について簡単におさらいすると、今まで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になると消費税を納める必要が出てきます。それに対して3年間は事務負担を軽減するために消費税の納税額を「売上に係る消費税のうちの2割」とするという改正です。これについて先月

は①適用対象期間 ②適用対象者 ③納税額の計算方法 ④適用除外 ⑤課税事業者選択届出書の提出した場合の注意点を紹介しました。

⑥ 申告書への付記（事前の届出は不要、2年縛りもなし）

本特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書に設けられる記載欄に適用を受ける旨を付記すれば適用を受けることができます。つまり、簡易課税制度の適用を受ける場合に必要な「事前の届出」は不要であり、また「2年間の継続適用要件（いわゆる2年縛り）」もない、ということになります。

この特例は、納税者になる者が、今まで消費税を納めたことがなく制度に馴染みがないことから、確定申告の時に適切に対応できるように、ということと講じられます。

⑦ 簡易課税制度の届出の特例

先述のとおり、この特例は、インボイス制度への移行に伴いインボイス発行事業者となる者の消費税に係る納税事務の定着を図るため、3年間の経過措置として講じられるものですが、その期間経過後もスムーズに制度に対応できるよう、簡易課税制度の届出についても特例が設けられます。

具体的には、この特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用できることとなる。

本来、簡易課税制度の選択は、選択したい年の前の年の12月31日までに提出する必要がありますが、この特例の適用を受けた者については、選択したい年に簡易課税制度選択届出書を提出しても認められる、ということになります。要は後出しが認められる、ということです。

（例）個人事業者が、令和8年分の申告についてこの特例を適用した場合、その翌課税期間中（令和9年12月31日まで）に簡易課税制度の適用届出書を提出すれば、令和9年分の申告から簡易課税制度を適用できます。

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（「少額特例」）

インボイス制度への移行後、6年間については、一定規模以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくとも、一定の帳簿を保存することによって仕入税額控除が認められる措置が講じられます。要は、小規模事業者について、さらに1万円未満の取引について、きちんと帳簿を付けていれば、インボイスの保存がなくても、仕入税額控除を認めます、という内容です。この特例の具体的な適用対象者等は次のとおりです。

① 適用対象者

基準期間（2年前）における課税売上高が1億円以下の事業者が、適用対象者です。なお、建物の売却など、急激な課税売上高の変動等にも対応できるよう、特定期間（注）における課税売上高が5千万以下である場合にも本特例の適用が認められることとなっています。

（注）「特定期間」とは、個人事業者については前年1月～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月（上半期）の期間をいう（消法9の2④）。

なお、特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。

② 適用対象期間

この特例は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が適用対象期間となり、その間に行う課税仕入れが適用対象となります。そのため、たとえ課税期間の途中であっても、令和11年9月30日後に行う課税仕入れについては、本特例の適用はありません。

③ 課税仕入れの金額の判定

この特例は、1万円未満の課税仕入れが適用対象ですが、大綱でいう「課税仕入れに係る支払対価の額」とは、消費税法に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」を指しているため、これは税込価額となります。つまり、この特例の対象となる1万円かどうかの判定は、「税込価額」で行うこととなります。

また、その金額の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定します。要は、領収書の全額で判定、ということです。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務免除

値引きや返品等の税込価額が1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

先述の(1)「2割特例」や(2)「少額特例」の負担軽減措置と異なり、全ての事業者が対象で、適用期限のない恒久的な措置として位置付けられます。

この見直しにより、売手負担の振込手数料に係る事務負担が解消されるほか、小売店の店頭等における少額商品の返品等についても返還インボイスの対応が不要となります。

売掛金の回収のときに、相手先が振込手数料分を差し引いて振り込んできた、という場面です。これについて、売上先は振込手数料分の値引き等として適格請求書を作らなければなりません。また、仕入先は振り込むにあたり手数料分の適格請求書を銀行から発行してもらうか、相手先に手数料分の値引き等に係る適格請求書を発行してもらう必要がありました。ここについては、適格請求書の発行、保存は無理だろうと思っていたので、改正ではなく最初から手当して欲しかった部分になります。

(4) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

改正前は、適格請求書発行事業者の登録は、3月31日までに申請する必要がありました。4月以降に申請する場合には、3月31日までに申請することが「困難な事情」の記載を行うことにより、10月1日に登録したものとみなすというものでした。

実際のところ、適格請求書発行事業者登録の申請がとても少なく、このままでは3月31日までに多くの事業者の登録が間に合わないということになり、4月以降の申請であっても、「困難な事情」の記載が不要となる改正が行われます。